

## 5. AI オンデマンドバス（のるーと古賀）について

令和4年10月1日に運行を開始したAI オンデマンドバス（のるーと古賀）について、地域住民及び利用者の方から、乗降地点及びエリアに関するご要望をいただいたので、現在の効率的な運用を維持しながら、利用者増を図るため、乗降地点の増設及び運行エリアの拡大を実施したい。

### 1. 路線概要について

#### (1) 運行事業者

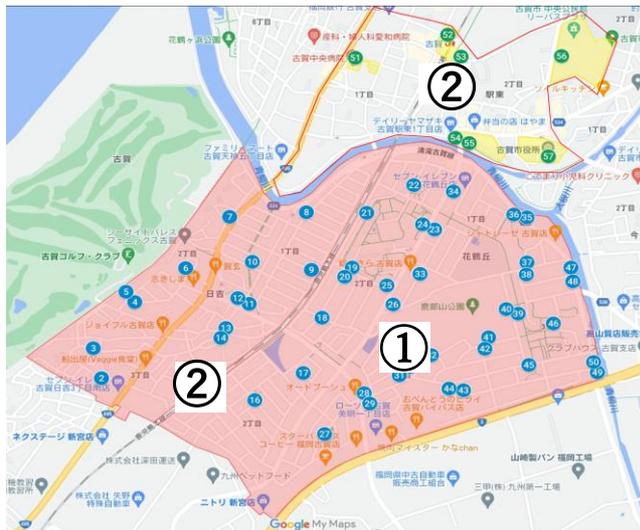
花鶴タクシー有限会社、株式会社古賀タクシー

#### (2) 運行の態様

区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）

#### (3) 営業の区域

- 【現行】 ① 花鶴丘1～3丁目、日吉1～3丁目、美明1～3丁目（ししぶ駅を除く。）  
 ② 天神1丁目、駅東1、2丁目、中央2丁目、ししぶ駅



地図データ@2023 Google

【変更(案)】 ① 花鶴丘1～3丁目、日吉1～3丁目、美明1～3丁目

② 天神1、5、6丁目、駅東1、2丁目、中央2丁目、今の庄1、2丁目、庄



地図データ@2023 Google

(4) 運行の区間

営業区域①内のミーティングポイント ⇔ 営業区域①内のミーティングポイント  
 営業区域①内のミーティングポイント ⇔ 営業区域②内の特定乗降場所  
 営業区域②内の特定乗降場所 ⇔ 営業区域②内の特定乗降場所

(5) 利用種別

営業区域①内のミーティングポイント ⇔ 営業区域①内のミーティングポイント  
 営業区域①内のミーティングポイント ⇔ 営業区域②内の特定乗降場所  
 営業区域②内の特定乗降場所 ⇔ 営業区域②内の特定乗降場所  
 ※古賀駅西口⇔東口間、ししぶ駅西口⇔東口間の利用のみ不可

(6) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(7) 運行日時

運行日：平日及び土日祝日（12月29日から翌年の1月3日までの日及び市長が必要と認めた日を除く。）

運行時間帯：平日 7:00～20:00、土日祝 8:00～18:00

(8) 運賃（下表参照）

別紙①のとおり、道路運送法の改正により、運賃に関する協議について、地域公共交通会議で行うことができなくなり、道路運送法第9条第4項各号に定める構成員による「協議会」において協議を行うこととなりました。

種類		額及び適用方法		
		① ⇔ ①	① ⇔ ②	② ⇔ ②
運賃	大人(中学生以上)	200円	300円	300円
	小児	100円	200円	200円
	幼児(未就学児)※1	100円	200円	200円
	乳児(1歳未満)	無料	無料	無料
	障がいのある人※2	100円	200円	200円
決済手段	現金	乗車時	乗車時	乗車時
	交通系ICカード	乗車時	乗車時	乗車時

※1 未就学児は、保護者同伴で2名まで無料

※2 障がいのある人の同乗の介助者は、1名まで無料

(9) 地域との協議状況

乗降地点の増設及び運行エリアの拡大に関する地域協議会を花鶴丘1～3丁目区、鹿部区、日吉台区・古賀南区にておいて実施し、合意が得られている。

## 2. 乗降地点の増設について

### (1) 増設予定日

令和6年2月1日（木）

### (2) 増設箇所（12ヶ所予定）

※別紙② 参照

《エリア外》 9ヶ所

65 こでまり小児科クリニック前（西向き）

66 こでまり小児科クリニック前（東向き）

67 庄公民館前（公民館正面）

68 庄公民館前（東向き）

69 サンコスモ古賀・・・・・・・・バス停併設箇所

70 まちの食交場 るるる（西向き）

71 まちの食交場 るるる（東向き）

72 産科・婦人科愛和病院

73 花鶴が浜公園

《エリア内》 3ヶ所

20 みあけ史跡公園駐車場

74 鹿部公民館

75 鹿部・・・・・・・・バス停併設箇所

＜バス停併設箇所＞



(69 サンコスモ古賀)



(75 鹿部)

### 3. 議決事項について

#### (1) 議決理由

A I オンデマンドバスについて、地域住民及び利用者の方からご要望をいただいた箇所に、乗降地点を増設（12ヶ所）することで、利便性の向上を諮るもの。

また、道路交通法（昭和35年法律第105号第44条第2項第2号）の規定に基づき、古賀市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停留所又は駐車に関して、関係者の合意が必要であることから、ご承認をいただくもの。

#### (2) 議決事項

①区域の認定：花鶴丘1～3丁目、日吉1～3丁目、美明1～3丁目

天神1、5、6丁目、駅東1、2丁目、中央2丁目、今の庄1、2丁目、庄

②処理期間の短縮

③増設予定日：令和6年2月1日（木）

④古賀市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書の承認について（別紙③参照）

#### 【参考】

○議決の根拠法令（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

①区域の設定（区域運行の実施に係る弾力化）

→協議を整えることにより、大字・地区単位での運行可能。

②処理期間の短縮

→協議を整えることにより、事業計画の認可に係る処理期間が短縮

○道路交通法

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

一 ～ 六 省略

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

二 旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。